

加古川市立認定こども園の通園区域に関する要綱

平成29年3月31日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の通園区域（加古川市立認定こども園園則（平成29年規則第14号。以下「園則」という。）第9条に規定する通園区域をいう。以下「園区」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は条例の例による。

(通園区域)

第3条 教育認定子どもが入園できる認定こども園の園区は、別表のとおりとする。

(区域外通園)

第4条 小学校就学の始期前1年までの教育認定子どもが、園則第16条に規定する選考により前条に規定する園区の認定こども園に入園できない場合は、他の園区の認定こども園に入園することができる。

2 前項の規定により他の園区の認定こども園に入園した小学校就学の始期前2年から小学校就学始期前1年までの教育認定子どもが、小学校就学の始期前1年に到達した場合及び小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期前2年までの教育認定子どもが、小学校就学の始期前2年に到達した場合は、前条に規定する園区の認定こども園に転園するものとする。ただし、前条に規定のない園区の教育認定こどもは、認定こども園を退園するものとする。

3 小学校就学の始期前1年までの教育認定子どもが、加古川市立幼稚園園則（平成27年教育委員会規則第4号）第14条に規定する選考により加古川市立幼稚園に入園できない場合は、認定こども園に入園することができる。

4 前項の規定により認定こども園に入園した小学校就学の始期前2年から小学校就学始期前1年までの教育認定子どもが、小学校就学の始期前1年に到達した場合及び小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期前2年までの教育認定子どもが、小学校就学の始期前2年に到達した場合は、認定こども園を退園するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(通園区域の特例)

2 当分の間、加古川市立平荘小学校校区及び加古川市立上荘小学校校区は、第3条の規定にかかわらず、それぞれの校区に居住する教育認定子どもが入園しようとするこども園の園区とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

園 名	通園区域
加古川市立しかたこども園	加古川市立志方小学校校区 加古川市立志方東小学校校区 加古川市立志方西小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区

加古川市立川西こども園	加古川市立川西小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区
加古川市立東神吉こども園	加古川市立東神吉小学校校区 加古川市立東神吉南小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区